

九運環物第261号

令和5年3月29日

九州冷蔵倉庫協議会 会長 様

九州運輸局 交通政策部長



倉庫の種類に応じた適切な寄託を受けた物品の管理について

日頃より、倉庫業の適正な運営の確保及び倉庫の利用者の利益の保護に務めて頂き感謝申し上げます。

さて、今般、倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づき登録された倉庫の種類では保管することができない物品を保管していた旨の報告があり、当局において事実確認を行っているところです。

倉庫業においては、倉庫の種類により保管できる物品が倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第3条の4から第3条の11までに定められており、倉庫の種類に変更が生じる場合は、同法第7条に基づき変更登録を受けることが義務づけられています。

つきましては貴協会傘下事業者に対して、倉庫の種類と保管物品の確認を行うとともに、法令遵守の徹底に対して周知、啓発をお願いいたします。